

諮問日：平成29年2月16日（平成28年度（情）諮問第21号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（情）答申第25号）

件名：福岡地方裁判所執行官がした警察上の援助請求の内容が分かる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

2010年から2016年までの間にされた仮処分の申立てに伴う執行官保管の処分の執行に際し、福岡地方裁判所執行官が博多警察署に対してした警察要請の内容が分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は開示対象外であるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年12月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が裁判事務に関する文書とするのは、納得できない。文書の性格上、裁判事務に関するものというより司法行政文書扱いされているのではないかと思料する。

裁判事務に関する文書であれば、事件の訴訟記録の中にあるはずであるが、苦情申出人が2016年12月15日に当事者として裁判記録の閲覧をしたが、一件記録の中には存在しなかった。

したがって、司法行政文書として存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

福岡地方裁判所の説明によると、執行官の警察官派遣要請は、民事執行法6条1項に規定された執行官の事務であり、同条項に基づき執行官が必要に応じて作成した警察官派遣要請書は、事件に関して作成された文書であり、裁判記録に編てつしているとのことである。

この点、執行官による警察上の援助請求は、執行の適正と秩序維持を期するため、民事執行法上の規定に基づき執行官の判断により行われるものであり、かつ、その請求も司法行政部門を介することなく執行官から警察署長に対し直接行われるものであり、そのような内容が記載された文書は裁判記録に編てつされているというのであるから、このような文書は専ら裁判事務に関して作成された文書である。

したがって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした原判断は、相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年3月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人から、福岡地方裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出るものである。

これに対し、原判断庁は、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は

司法行政文書であると主張して苦情申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書が司法行政文書に該当するか否かについて検討する。

2 本件開示申出文書の司法行政文書該当性について

(1) 取扱要綱記第2本文は、「裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする。」と定め、同記第1は、「この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定めている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされて、裁判部において保管している文書が含まれるものである。

(2) そこで、本件開示申出文書について検討すると、本件開示申出に係る申出書の記載及び最高裁判所事務総長の説明を総合すると、これは、仮処分の申立てに伴う処分（民事保全法24条参照）としてされた執行官保管の命令の執行に際し、福岡地方裁判所の執行官が、民事執行法6条1項に基づく警察上の援助請求をするに当たって作成した警察官派遣要請書であると解される。

したがって、本件開示申出文書は、執行官が保全執行という裁判手続において職務上作成する文書であると考えられる。そして、執行官法17条によれば、執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管するとされているから、本件開示申出文書は、執行記録として裁判部を構成する執行官が保管していると認められる。

そうすると、本件開示申出文書は、取扱要綱記第1にいう「司法行政事務に関する文書」には当たらないというべきであるから、これは同記第2本文

に定める司法行政文書の開示の手続の対象となる司法行政文書には該当しないのであって、同手続の対象とはならない文書である。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき不開示とした原判断については、本件開示申出文書が取扱要綱による司法行政文書の開示の手続の対象となる司法行政文書に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人